# 平成28年第9回

教育委員会定例会会議録

平成28年9月14日

## 平成28年第9回教育委員会定例会会議録

平成28年9月14日(水)

出席者(5名)

 教育長
 高部明夫

 委員 角田 徹

委員 高橋京子

欠席者(0名)

出席説明員

教育部長・調整担当部長

伊藤幸寛

総務課長 髙 松 真 也 学務課教育支援担当課長・指導課支 援教育担当課長・総合教育相談室長

田中容子

指導課教育施策担当課長

木 下 英 典

生涯学習課長 古谷一祐

総合スポーツセンター建設推進室

総務担当課長 向 井 研 一

三鷹図書館長 田中博文

生涯学習担当部長

委員

宇山陽子

学務課長 桑名 茂

池田清貴

委員 須藤金一

指導課長 宮崎 倉太郎

指導課教職員担当課長

田中通世

スポーツ振興課長・総合スポーツセンター

建設推進室長 室谷浩一

社会教育会館長 新名清人

指導課統括指導主事

長 田 猛

事務局職員

副参事 本村建二郎 主事 大塚俊介

# 平成28年第9回教育委員会定例会

議 事 日 程

平成28年9月14日(水)午後2時開議

日程第1 議案第44号 三鷹市教育委員会職員の臨時的任用に関する規則の一部改正について

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第43号 副校長人事の内申に係る臨時代理の承認について

#### 午後 2時03分 開会

○高部教育長 ただいまから平成28年第9回教育委員会定例会を開会いたします。 本日の会議録の署名委員は、池田委員にお願いをいたします。

まず、委員の皆様にお諮りいたします。この際、日程第1に議案第44号 三鷹市教育委員会職員の臨時的任用に関する規則の一部改正についてを追加し、以下、順次繰り下げて議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。 それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 議案第44号 三鷹市教育委員会職員の臨時的任用に関する規則の一部改正 について

○髙部教育長 日程第1 議案第44号を議題といたします。

(書記朗読)

- ○高部教育長 提案理由の説明をお願いします。総務課長。
- ○髙松総務課長 では、議案第44号 三鷹市教育委員会職員の臨時的任用に関する規則の一部改正について、ご説明をさせていただきます。本日、配付をさせていただきました追加議案をごらんください。こちらの3ページ、4ページ、見開きの新旧対照表になってございます。こちらの議案ですけれども、東京労働局が定めます、東京都最低賃金につきまして、907円から932円に、25円引き上げ、10月1日から適用されることとなったことに伴いまして、臨時職員の賃金単価のうち、一般事務の単価を930円から950円に引き上げるために、当該規則の改正を行うというものでございます。

4ページの新旧対照表、別表になりますけれども、職種と賃金単価を定めている別表の うち、一般事務の賃金単価をこのように改めるという内容でございます。市長部局におき ましても、同様の規則改正につきまして、既に9月8日に公布され、10月1日から施行 することとしておりまして、教育委員会におきましても、同様の規則改正を行うという内 容となっております。

なお、この改定単価につきましては、東京都最低賃金の改正の内容と、それを受けた近 隣市区の動向を踏まえて決定したものとなります。この規則は、平成28年10月1日か ら施行することとしております。

ご説明は以上でございます。

- ○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいた します。高橋委員。
- ○高橋委員 東京都の単価が932円、三鷹は950円。結果的に、若干高くなっていますよね。これは、やっぱり近隣区市とのバランスをとるという意味でこの形になってくるのでしょうか。
- ○髙部教育長 総務課長。

○髙松総務課長 今ご指摘の趣旨も、もちろんございます。今回の最低賃金の改定を受けた近隣市区での動向を踏まえたというところもございますし、従前も907円という最低賃金に対しまして930円ということで、幅を若干設けておりましたけれども、最低賃金の改定が、毎年、見直しがあるわけですけれども、あまり頻繁に改定がないようなところも考えているというところもございます。そうした中で、今回の単価について定めたということとなります。

- 髙部教育長 よろしいですか。
- ○高橋委員 はい。
- ○髙部教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第44号 三鷹市教育委員会職員の臨時的任用に関する規則の一部改正については、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第2 教育長報告

○髙部教育長 引き続き、日程第2 教育長報告に入ります。

それではまず、私から、市議会の一般質問についてご報告したいと思います。お手元に 一般質問の通告一覧がございますので、ごらんいただければと思います。

今回、9月1日から第3回市議会定例会が開かれておりまして、今回20人の議員さんが一般質問されましたけれども、そのうち7名が教育長に対するご質問でしたのでご報告いたします。

まず4番目、谷口敏也議員です。質問は1の(2)スポーツ振興についてということでございまして、具体的には、多岐にわたっているのですが、スポーツを通した地域づくり、コミュニティ創生の考え方ですとか、あるいは新たなスポーツ団体連盟の発足について、さらにはスポーツを始めるきっかけづくりや、地域子どもクラブ、中学校の部活動など、多岐にわたるご質問がございました。

また、イのスポーツ施設については、都立の施設、あるいは民間施設の利用について、 進捗がどうかというご質問でした。

全体的には、スポーツ推進計画2022に基づいて、スポーツ活動の機会の充実、あるいは人財の育成、スポーツを通した交流の促進に努めるというお答えをいたしました。

また、新しい総合スポーツセンターでは、多様な教室などのプログラム、そして、健康、 福祉、子育て支援など、さまざまな行政分野と連携しながらスポーツを通した健康づくり、 地域の活性を図っていくというお答えをいたしました。

続きまして5番目、石原議員です。質問は2の放課後学習支援とみたか地域未来塾事業 についてということで、放課後学習支援については、特に東京都の補助金を活用してボラ ンティア活動の充実をしたらどうかということ、それから、地域未来塾については、6月 補正で可決されまして、6校でスタートしたのですけれども、対象校の選定理由とか、学 習支援員の人選をどうやって進めていくのかというようなご質問でした。

補助金については、補助金というのは、個人単位の謝礼が中心なのですけれども、それが活用できるようにするためには、その職務の内容を明確にする、区分するということと、それに必要な資格、能力を整理していく必要がありますので、今後そういった都の補助金を活用するに当たっては、そういった整理をしながら、学力向上に取り組む、積極的に取り組むような事業について活用していくとお答えをしました。

それから、地域未来塾については、この6校の選定については、学力向上について、意 欲、積極的な学校、そういった課題のある学校について選定をしたということと、人選に ついては、これまでも学校教育のボランティア、多々、活動していただいていますので、 そういった実績のある地域人財、あるいは指導力のある学生ボランティアを活用していく とお答えをしました。

それから続きまして、飛びまして、11番目の加藤議員です。質問は、2番目の学校給食における市内産野菜のさらなる活用についてということで、JAと一緒に立ち上げました市内産野菜の活用推進協議会での協議内容と今後の取り組みについてというご質問でした。学校給食で年間使用しています野菜の購入量ですとか、品目を現状まず確認するということ、それから、作付ですとか、収穫の現状、それから新しいシステムとしての集約とか配送の仕組みづくり、こういったことの検討を進めているということで、今後はそういったペースを速めながら具体的な検討を進めていくとお答えをしました。

次に、14番目の吉野議員です。全体が教育長ということで、高度情報化社会における学校教育ということで、今、文科省で検討会議で中間まとめがされていますデジタル教科書、児童・生徒用に使っていく教科書について、今度デジタル化していくということは、今、1つ課題として出されています。それから、プログラミング教育については今、中学校では実際に行われているのですけれども、これを小学校の段階からやっていったらどうかということで今、報告書が出ています。そういったことについて、教育委員会としてどう研究対応していくのかというご質問でした。

デジタル教科書については、今、指導用としては、英語などで既にもう活用されているのですけれども、児童・生徒用については、やはり教科の内容とか単元とか、紙との併用ということも必要になってきますので、今、先生方に集まっていただいているプロジェクトチームで、ICT教育推進委員会というのがございますので、そこで、よくメリット、デメリットを分析して、慎重に調査研究していくということでお答えしました。デジタル教科書になると、小学校が、新しい学習指導要領が平成32年からで、その前年が、教科書についての教育委員会での議論になります。あと2年ぐらいございますので、その間に十分検討していくとお答えをしました。

それから、小学校のプログラミング教育も、次期の学習指導要領の改訂の中での1つの議論で、まだ国でも検討中ですので、そういう国の動向も見ながら、プログラミング教育といっても、いきなり言語で子どもが記述したり打ち込むというレベルではなくて、いわゆる思考能力の部分ですので、どういう内容を教えていくのかということも含めて十分検討していくとお答えをしました。

それから、ネットの適切な利用ということですけれども、これは、市でもおととしリーフレットをつくりましたけれども、ここのところで東京都が学年対象別にというか、非常にわかりやすいSNS東京ノートというのを配布していますので、そういった活用も含めて充実させていくとお答えをしました。

それから次に、15番目の石井議員です。これは、1の(1)の民間マンション・住宅建設とまちづくりへの影響の中で、特に学校への影響について、今、高山小学校は対応していますけれども、それ以降、全市的にどうかというようなご質問でした。これについては、やっぱり地域によって差があるわけですけれども、開発状況については、市長部局とも情報連携しながら、引き続き市内の全域の人口動態、住宅開発の動向等を注視しながら、可能な限り正確な将来推計を行って、状況に適した総合的な対策、場合によっては、通学区域の変更ということも含めて検討していくとお答えをしました。

それから、16番目の増田議員ですけれども、質問は1の(2)のいじめ問題ということで、アからオまでの多岐にわたるご質問でした。特にSNSによるいじめですとか、部活動の中でのいじめについてどう対応しているかということが中心的なテーマでございました。これは、仕組みとしては、いじめ防止基本方針ですとか、検討委員会を立ち上げて、いじめを許さない、早期発見、早期対応、未然防止という取り組みを進めているわけですけれども、特にネットいじめについては、隠れた部分がありますので、リーフレットなども活用しながら保護者への働きかけも、より積極的に行っていくとお答えしました。

それから部活についても、トラブル等あるのですけれども、顧問だけではなくて、学校としてスクールカウンセラー、養護教諭も含めて組織的な対応を図っていくということと、やはり、児童・生徒の主体的な取り組み、熟議とか、いじめ防止のための主体的な取り組みについても引き続き積極的な対応を図っていくとお答えをしました。

それから最後が、20番目の伊沢議員です。これも、全体が教育長に対するご質問ということで、(1)が社会教育法に対する考えということで、第3条というのは、地方公共団体が行う環境の醸成ということで、場の設定であるとか、情報提供であるとか、支援的なこと、それについての見解、それから、第12条というのが、社会教育団体に対する不当な統制的支配、またはその事業に干渉を加えることはしてはならないという制約条項なのだけれども、それについての見解ということですので、基本的には条文に則したお話をしました。

質問の中心は、(2)の市民大学総合コースについて、生涯学習プランの記述が変更になっているのだけれどもその意図は何なのかということで、具体的には、最初の記述は公募市民による企画委員会を積み重ねて講座をつくるというような表現だったのですけれども、最終的には市民参加と市の協働で講座をつくっていくという、受け取り手によっては少しニュアンスが違ったのではないか。こちらは、実態的には全く変えた意図はないのですけれども。というのは、この市民大学コースの企画委員会というのは、独立した社会教育団体ではないのです。あくまで市が主催する講座の中で、それを市民参加型で企画委員を公募して一緒につくり上げていくと。もともとが、協働でつくっていた講座ですので、ちょっと独立制とは違うことなのですけれども。しかし、これからも市民参加型で行うような

講座については、新しい生涯学習センターでも継承していくと、市民主体の学習は継承していきますというお答えをいたしました。

一般質問については、以上でございます。

それでは、引き続き教育部長、お願いします。

○伊藤教育部長 私からは、市議会の議案関係等の審議状況についてご報告をいたします。

まず、8月22日に開催した臨時の教育委員会において、協議をいただきました組織の 見直し、スポーツ、文化の事務移管についてですけれども、組織条例の一部改正、それか ら、いわゆる特例条例、教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例、以上の2件が 総務委員会に付託をされまして、9月9日の総務委員会で審議が行われました。

同じく臨時会で審議をいただきました生涯学習審議会条例ですけれども、こちらは文教 委員会に付託をされまして、9月12日に審議が行われました。この中では、生涯学習審 議会と社会教育委員を兼務することについて、同一のメンバーで審議を行っていくこと、 その位置づけ、意義などについての質疑が行われたところです。

これらの議案につきましては、9月30日の最終日ですけれども、本会議におきまして 採決が行われる予定となっております。

また、同じく9月12日の文教委員会ですが、お手元に資料1、2というのが別刷りであるのですけれども、それから参考資料もそうなのですが、三鷹市生涯学習センター条例施行規則(案)、資料2の三鷹市市民体育施設条例施行規則(案)、以上2件の行政報告を行ったところです。

これらは、平成28年の第1回の市議会定例会の3月議会ですけれども、こちらで議決をされました生涯学習センター条例、それから、市民体育施設条例について委任事項とか、細目に関する事項を定める施行規則です。(案)となっておりますけれども、こちらを報告したところです。

これらの施行期日につきましては平成29年4月1日となるところですけれども、準備 行為、例えば、団体登録であるとか、申し込みの手続でありますとか、そうしたことが必 要になることから、準備行為につきましては、公布の日から適用されることとしておりま す。

なお、生涯学習センターの施行規則につきましては、新たに制定するものでございます。 それから、体育施設条例の施行規則につきましては、これまで教育委員会の規則として 整備をしていたものですけれども、これが、総合スポーツセンターの設置等を踏まえて、 内容も一部改正をして、新たに市が制定する規則となるというものでございます。

詳細につきましては、この後、生涯学習担当部長よりご説明をいたします。

- ○髙部教育長では、宇山部長。
- ○宇山生涯学習担当部長 私から2つの規則についてご説明をいたします。資料1が、 生涯学習センター条例施行規則(案)、資料2が体育施設条例の施行規則(案)となっております。最後のところに参考資料というのをおつけしておりますので、参考資料に沿ってご説明をさせていただきます。

伊藤部長からもありましたように、こちら来年4月にオープンする2つの施設について 細目を定めているものですけれども、施設の申し込みの4月分が1月からという形になり ますので、その前に団体等に登録をし直していただくということがあります。それを、この10月から始めようとしておりますので、その前の9月末に公布をするということを考えているところです。

主な内容ですけれども、参考資料の2に書いておりますように、規則の趣旨、団体登録、 使用申請及び承認等、こういったことが内容となっているところです。

2の(1)、団体登録ですけれども、こちらは、生涯学習センター条例施行規則ですと第2条、体育施設条例施行規則ですと第4条にあります項目になります。団体登録について定めていますけれども、イのところで、団体登録の資格要件は別に定めると、それぞれなっております。これは取扱要領で定めるもので、具体的には、団体の人数でありますとか、構成員の半数以上が市内在住であるとか、在住、在勤、在学であるとか、それから18歳以上の代表者がいることなどが要件になっていますけれども、この要件については、おおむねこれまでと変更はございません。ただ、人数について、社会教育会館ではこれまで5人以上となっていたのですけれども、そこのところを6人以上としましたので、現在既に登録している団体につきましては、経過措置を当分の間、設けることとしております。

それから、プールの貸切使用についても、今までですと貸切使用というものがあったのですけれども、これからはコース貸しという形になりますので、そういった意味で1コース6人以上に変更になるというような部分が、これは取扱要領の中で定めることですけれども、変更になるということを想定しております。

(2) の使用の申請及び承認ですけれども、こちらは、生涯学習センター条例施行規則の第3条、それから、体育施設条例の施行規則第5条の項目にかかわるものです。ここも、申請の仕方等はほぼ新しいシステムになるのですけれども、変わらないところでありますが、この表は、規則の別表になっている部分でございますが、こちらについて、抽せん予約の期間が、現在は2月前の1日から10日までだったのですけれども、こちらが3月前からというふうに、今回、来年4月分から変更になるということでございます。

また、先着予約の期間も、団体、市内団体は2月前、市外団体は1月前と、この部分では変更になります。

それから、裏面になりますけれども、こちらが非常に団体からも注目をされているところですけれども、減免の事項についてのそれぞれ条文でございます。生涯学習センター条例施行規則の第6条にございます減免の事項について、上の表ですけれども、まず、障がい者(児)で組織する市内の団体等が使用する場合、そして2番目の、市内の公共的団体及び生涯学習活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織が、広く市民を対象とした行事又は講座に使用する場合となっております。

公共的団体というのは、この場合、芸術文化協会、体育協会、そして社会福祉協議会、 住民協議会などを想定しております。また、自主グループの連合組織としては、一定の規 約、継続性を持った、社会教育会館でいいますと、陶芸のグループがつくっている団体な どがあるのですけれども、こういったようなところを想定していますし、また、広く市民 を対象としたという部分でいうと、例えば、広報みたか等で告知を行って募集するというような場合を想定しております。この分について、全額免除という形で規定をします。

それから、3番目のところです。こちらは、料理実習室についての項目で、福祉会館で活動している老人給食のボランティアグループなどを想定して、全額免除としているものでございます。

次に、2分の1減額の部分ですけれども、こちらも規則では、市長が別に定めるところによりということで要件を規定しておりますけれども、減額利用可能な団体としては、書類を出して申請をしていただいて登録していただくということを予定しておりますけれども、継続的に活動していて、活動の情報を市民に公開し、入会希望者を募集できる、あるいは、規則ですとか会則等を持っていて、予算、決算など収支が適正に行われているというような団体を想定していまして、現在、社会教育会館、あるいはスポーツ施設で利用している団体については、大部分が要件に当てはまるものと考えています。こういったところを2分の1減額をしていくという考え方です。

それから、体育施設ですけれども、イのほうです。全額免除で2番目にあります、こちらは、広く市民を対象とした行事又は教室に使用する場合、全額免除。2分の1減額となっております4番目の項目と、少しわかりにくいのですけれども、こちらは、大会等に使用した場合となっております。考え方としましては、広く市民のスポーツへの参加を促して、市民の交流や健康づくりに寄与するものを減免するということで、行事または教室で広く市民を対象にスポーツのきっかけづくりをするというようなものは全額免除。大会等で自主グループ等、既に活動している方たち対象のものは2分の1減額という考え方です。

同様の考え方から、公共的団体が主催する事業でも、団体に所属しているメンバーを対象とするような大会ですとか、市が後援する事業などについては、これまで免除になっていたもの、あるいは減額対象となっていたものについては、それぞれ免除、減額の対象ではなくなるということがございます。

また、新たに70歳以上の方の減額の規定というのを、4分の1ということで設けております。それから、体育施設については、今まで経過的な措置として、連合組織に加入している自主グループについて10分の1の減額というのを設けていたのですけれども、これは廃止になるということでございます。

最後に(4)としまして、有料の設備、器具です。こちらについて使用料をそれぞれ定めております。下のほうに、バスケットゴール、卓球台等とありますけれども、こういった必要な設備や器具、学習会議をするために必要な備品などについては無料としております。それぞれ、このような形で有料の備品を定めているというところでございます。

説明は以上です。

- ○高部教育長 それでは、総務課。
- ○髙松総務課長 総務課でございます。議案資料の3ページ、4ページをお開きください。本冊の3ページ、4ページになります。まず、左側の3ページですけれども、実績等報告でございます。中ほど少し下の8月29日に、東京都市町村教育委員会連合会の第2回理事会・第1回理事研修会が開催されまして、高橋委員にご出席をいただきました。あ

りがとうございました。

また、最後の行です。お送りした段階で日程未確定だったため空欄としておりましたが、 先ほど部長からもご報告いたしましたように、9月12日(月)に市議会文教委員会が開催されております。

また、右側4ページの予定等報告につきまして、市議会の平成27年度決算審査特別委員会が、明日、9月15日から9月21日までの日程で開かれまして、教育費の審査が16日の金曜日に行われる予定となっております。その他につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、5ページ、6ページをお開きください。教育センター、また施設係関係の 実績、予定等報告になります。主な設計、工事関係につきましては、記載のとおり実施し ているところでございます。

また5ページの下段に、教育センターにおきまして科学発明教室を実施しておりまして、記載をさせていただいております。こちらについて若干、ご説明させていただきますと、この教室は小学校5、6年生を対象としまして、科学への興味、関心を高めるために、実験や工作の作業を通した学習を行う教室でございまして、定員が160人で、40人のクラスを4クラス編制いたしまして、6月から12月の初めまでにかけて、4クラスそれぞれ4回の教室を実施しているものでございます。ここでは、2回目、3回目という日程を記載させていただいております。各回、テーマをかえまして、物理、化学など幅広く実験や工作を通して、科学に興味を持てるような内容としておりまして、日常的な現象や仕組みについて科学的な視点で考えることができるようなテーマ設定を工夫しているところでございます。会場としましては、教育センターの2階に科学研究室というものがございます。ちょうど学校の理科室のような設備を有している部屋になります。

総務課からは以上でございます。

- ○髙部教育長では学務課、お願いします。
- ○桑名学務課長 学務課でございます。7ページをごらんください。実績報告でございます。9月2日、3日に、学校給食調理業務委託の実施に向けた事業者向けの説明会を行いました。来年度、平成29年4月から新たに学校給食調理業務の委託化を予定しております、大沢台小学校、委託開始から5年目の事業者の見直し時期になります5校につきまして、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行います。

まず9月2日に、事業者向けの募集要項の説明会を開催いたしまして、13の事業者の 出席がありました。翌日の3日には、現地説明会として、希望する事業者に対して、当該 校の給食室、設備等を見ていただいたところでございます。

少し、5段ほど下がりますが、9月12日、13日、昨日、一昨日に、事業者の応募受付を行いまして、12の事業者の応募がありました。今後、候補者選定に向けての審査を行ってまいります。

少し戻りますが、9月5日です。東京都教育委員会、三鷹市教育委員会による、平成2 8年度学級編制に関する共同調査が行われました。この調査は、学級編制事務の適正処理 を確保する目的で、都と市の教育委員会が共同で実施するもので、小2加配、または中1 ギャップ加配対象校や、児童・生徒数が1、2名の増減により都基準学級数が変動する学年のある学校のうちから、都教育委員会が指定した学校、今年度は第一小学校において実施をされました。

続きまして、9月8日でございます。学校給食における市内産野菜活用推進連絡協議会を開催いたしました。東京むさし農業協同組合、生産者の皆様、市教育委員会も出席して、学校給食における市内産野菜の使用率向上に向けてご意見をいただいたところです。その他は記載のとおりでございます。

学務課からは以上でございます。

- ○髙部教育長 指導課、お願いします。
- ○宮崎指導課長 指導課長、宮崎です。指導課、9ページ、10ページになります。9ページについては特にございません。10ページですけれども、修学旅行が幾つか中学校並んでおりますが、最後、第二中学校、10月1日までになりますが、ここで今年度の中学校の修学旅行は終了という形になっております。

そして、1カ所、訂正がございます。9月29日(木)に学園長会議とありますが、日程変更させていただきまして、10月6日とさせていただきます。大変申しわけございません。

報告については以上なのですけれども、別刷りで1枚、両面刷りの資料を置かせていただきました。昨年度も、お知らせさせていただいたのですけれども、今年度も平成28年度、夏季休業日中における子どもたちの活躍ということで、学校から挙げてもらったものを載せさせていただきました。表面が小学生、裏面が中学生となっておりまして、主なところですけれども、小学校の1つ目、全国少年少女レスリング選手権大会で大沢台小学校の2年生、3年生、それぞれこれは、猿之介君と虎之介君という兄弟のようですけれども、それぞれの部で優勝しております。また、2番目の藤田快生君については、昨年度も5年生のときに、同じ昭島中央剣友会のメンバー副将でしたか、やはり優勝しているのです。今年度は大将で優勝ということでございました。

また、裏面ですけれども、中学校のほうでは新体操、それから水泳等、さまざま活躍も ございました。もちろん年度末の表彰に当たるのかどうかというのは、これまた全然基準 が異なってまいりますけれども、子どもたちが夏休み中もこのような活躍をしているとい うことで、ぜひ、ごらんいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。 以上です。

- ○髙部教育長 生涯学習課。
- ○古谷生涯学習課長 生涯学習課、11ページをお開きください。行事の実績でございます。8月6日には、文化財市民協力員養成講座としまして、民謡に関しての講座を全3回で実施しております。また20日には、エコミュージアム入門講座ということで、「蚕を育ててみよう」。蚕を育てて、繭クラフト体験まで全3回で追っていくと。それぞれ一旦、蚕を自宅に持って帰っていただいて、育てていただいた上で、繭まで仕立てて、最後にクラフトをやるということで、東京農工大学の農学部の教授のご支援を受けて、桑の葉を供給していただきながら実施したものでございます。

また23日、来年1月の成人式に向けた成人式の実行委員会がスタートしております。 また9月3日には、考古学講演会ということで、産業プラザで「人骨は語る三鷹の歴史」 ということで講演会を実施しております。三鷹野川崖線沿いに横穴墓がたくさんございま して、そちらから出土した人骨を国立科学博物館に送って分析等をしていただいた上で、 その成果などを講師の梶ヶ山真里先生からお話しいただいたというような内容になってお ります。

また、12ページでございます。21日から家庭教育学級ということで、いよいよ9月から22校で実施しておりますPTAの企画による家庭教育学級が実施されております。 さらに23日、社会教育委員会議ということで、今期2年間の任期の最後の社会教育委員会議が実施される予定になっております。

生涯学習課からは以上でございます。

○髙部教育長 スポーツ振興課。

○室谷スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。13ページをごらんください。 実績等の報告でございます。最上段にございます8月22日、第66回三鷹市市民体育祭 スポーツ大会の開会式でございます。この日は、ちょうど台風が直撃した日ということで、 臨時会もあった日でございますけれども、この日の夜に行いまして、ちょっと心配はされ たのですけれども、200人を超える参加者の中で、そしてまた、市長の挨拶の中でも、 第一体育館で行うこの大会の開会式は最後ということで、開会式は無事に行われました。 ほとんどの種目については、この9月から12月の間で開催をする予定になっております。

上から5段目の9月6日(火)でございます。スポーツ推進委員協議会の定例会でございますが、こちらの定例会の中で、8月のこの教育委員会でご承認いただきました新しいスポーツ推進委員として、米屋清史さんに委嘱状を交付させていただいております。そのほかは記載のとおりでございます。

そして14ページにお移りいただきまして、今後の予定等の報告なのですけれども、こちらは、最上段、9月17日、スポーツ推進委員の第9ブロック研修会ということで、こちら、小金井市の宮地楽器ホールで、三鷹市からはこのスポーツ推進委員の活動の取り組みの事例発表をする予定になっております。

そして最下段、9月29日と30日の2日間に分けまして、今年のみたかスポーツフェスティバルの全体会議ということで、2日間に分けて詳細の説明、当日役員さんも含めて全ての方にお集まりいただく予定になっております。

なお、今回、初めてこちらのボランティアスタッフを公募させていただきましたけれども、11人の参加申し込みがございまして、主にインフォメーションや、本部のそのポジションでご活躍いただけるような形で、この全体会議の中にもおいでいただいて、説明をする予定になっております。

このスポーツフェスティバルは10月9日に開催予定なのですけれども、各委員の皆様には、後ほどご案内状をお渡ししたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

- ○髙部教育長 総合スポーツセンター建設推進室。
- ○向井総合スポーツセンター建設推進室総務担当課長特にございません。
- ○髙部教育長 わかりました。では社会教育会館。

○新名社会教育会館長 社会教育会館でございます。まず、実績でございますが、15ページをごらんいただきまして、9月8日に、社会教育会館のつどい企画実行委員会ということで開催をしております。これは、社会教育会館を中心として市内でさまざまな分野で学習活動をされている方々の学習成果の発表の場を、会館として市民と協働で提供していくという催しでございますが、今回、会館が最後、最終年度ということになりますので、この館の歴史を振り返れるような展示等を、参加される団体さんと協議しながら工夫してまいりたいと思っているところです。ちなみに、今回12月3日、4日の土曜、日曜に開催をいたしますので、また詳細が定まりましたら、教育委員の皆様にもお伝えしたいと思っております。

次に、16ページの予定でございます。こちらのほうで、先頭に9月15日(木)の第1回市民大学総合コース企画委員会というのがございます。こちらの総合コースということで、議会でも非常に取り上げられるような話題になっておりますけれども、公募市民の方々にお集まりいただいて来年度の5コースございますが、それぞれのコースのカリキュラムを市民参加と市の協働でつくり上げていくという取り組みでございますので、今回も定員を上回るご応募をいただいて、一部、抽せんをしながら、委員さんを決定して、この15日から全部で11回の委員会になりますが、そういった取り組みでカリキュラムを確定させていくということになります。ほかについては記載のとおりでございます。

以上です。

○髙部教育長 図書館、お願いします。

〇田中三鷹図書館長 図書館でございます。17ページ、18ページです。まず、17ページをごらんください。実績報告になりますが、8月16日(火)から9月16日(金)までですが、こちらは健康推進課と共催で特設コーナーを設けて、「つらい気持ちを抱えているきみへ」ということで、おすすめ本パンフレット、相談窓口の案内をさせていただいております。こちらの取り組みは、ことしの3月にも本館と健康推進課で共催で行いましたが、今回については、全館での取り組みで実施をさせていいただいております。自殺予防週間が9月10日から9月16日の1週間になりますが、内閣府の自殺対策白書にもございますが、9月1日、始業式に、18歳以下の自殺者数がほかの日よりも2.6倍以上多いというようなことの統計もあることから、図書館としても何かアピールできないかということで、その始業式を挟んだ形の8月16日から実施をさせていただいております。

イベントになりますが、8月6日(木)の「わん!だふる読書体験「ふれあい教室」」ですが、こちらには、協力団体のほうからご協力いただいて、11頭の犬に図書館に来ていただきました。お子さんが24人、保護者の方が24人ということで、48人の方に参加をいただいて、犬の触れ合い方や、また、その後の読み聞かせ体験の方法等についてご案内をさせていただいております。

それに関連して、9月3日(土)に、初めての読み聞かせ体験を実施させていただきま

した。こちらは、6頭の犬に参加をいただいて、お子さんが12人、保護者の方が14人参加をいただきました。実施後のアンケートでは、人前で話すことが苦手だったけれども、今回このような読み聞かせをして、少しスピーチをすることについて自信が持てたということと、犬への苦手意識がなくなった、間違いを気にせずに読み聞かせができてよかったというようなことのご意見をいただいたり、保護者も、家でいろいろと準備をしていた子どもの姿を見て、その読み聞かせをしているところがほぼ笑ましかったというようなことのご意見をいただいております。

それ以外に、7月27日からは、全館で、「夏休みは図書館へ!」というイベントを行っております。こちらは、8月31日までの開催でしたが、お子さんが597人、保護者の方が253人、合計850人の方に参加をいただいております。また、9月11日(日)ですが、講演会「読み返される本の見つけ方」ということで、吉祥寺でひとり出版社を経営している、株式会社夏葉社の島田潤一郎さんをお迎えして講演会を開催させていただきました。こちらの夏葉社では、日野市の「移動図書館ひまわり号」という本がございますが、こちらをこのたび復刊をされたということで、図書館のつながりがあるということから、絶版となったよい本を復刊して読者に届けるその思いとか、一人で経営されている出版社の経営状況等についてご講演をいただいたところでございます。

では、予定のほうになります。18ページをごらんください。イベントになりますが、9月14日から16日の3日間でございますが、障がい者向けにDAISY図書を三鷹市立図書館でも所蔵しておりますが、そちらのDAISY図書の製作方法について、NPO法人DAISY TOKYOのスタッフをお迎えして、本日から講習会を行っております。対象は、図書館に登録していただいて活動していただいているボランティアの方に講習会を開催しております。9月17日、今週末ですが、「わん!だふる読書体験」の読み聞かせの2回目がございます。それ以外の事業については記載のとおりでございます。

- ○高部教育長 以上で報告は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。
- ○角田委員 よろしいでしょうか。
- ○髙部教育長 はい。
- ○角田委員 教育長報告に関して、少し関連してということなのですけれども、No. 14の吉野議員の質問の中に、(1)のデジタル教科書についてというのがあって、私はあまりよく実情を知らないのですが、お子さんにiPadみたいなものを配ってそれで見るのですか。どういった形が実際に行われているのでしょうか。
- ○高部教育長 指導課長。
- ○宮崎指導課長 将来的には、それこそ児童にタブレットを配って、その中に教科書が みんな入るというようなイメージもあるかと思うのですけれども、今の段階で、三鷹市の 中で中学校の社会科と、それから英語は使っているのですが。
- ○角田委員 使っているというのは教師の指導用のものですよね。
- ○宮崎指導課長 教師です。教師が使っているものです。
- ○角田委員 そこはわかります。
- ○宮崎指導課長 教師が、英語なんかは結局、昔ですとカセットテープとかCDとか、

押すと声が出る。また止める、戻すみたいなことをやっていたわけですけれども、それが、 画面、電子黒板というものを使いまして、そこをぱっと触れれば、しゃべってくれる。ま たさわれば、とまるのです。要するに、パソコンを操作しなくても画面上で操作ができて、 そこでとめたり、つけたりとか、そういうことができる。社会科については、やはり資料 というのが大事になりますので、その資料が動く資料があったり、いろいろに拡大して投 影できるとかということが手軽にできるというような形で、デジタル教科書を教師が使用 して、子どもに提示をするというのが、今の三鷹市では主なやり方になっています。

- ○角田委員 さっきのお話だと、児童にデジタル教科書を使わせるということで、児童 のほうはどういうような形でやらせるのか、現時点でどこかやっているところがあるので しょうか。
- ○宮崎指導課長 やっているところもあると思いますけれども。
- ○高部教育長 児童・生徒が使う教科書そのものということになれば検定を経る必要があるはず。それはまだクリアされていないのですよね。
- ○宮崎指導課長 要するに、教科書としてではなくて、副教材というのでしょうか。そういう形での活用はあるかと思います。また、視覚障がいなどのお子さんに、そういうものを個人的に活用してやるとか、そういうことも聞いておりますので、そういう使い方もあるかなと。
- ○高部教育長 電子辞書は、一般的にも普及されているので、今の子どもたちはそういう使い勝手というのは、パソコンのほうが、よりいっそうビジュアルですし、映像も出るし、動画も出るし、反復もできるし、いろいろ使い勝手はよくなると思うのですけれども。今の紙ベースに取ってかわったときのメリット、デメリット、逆に、機械操作にこだわって、本来の思考力とか考える力がほんとうに伸びるのだろうかとか、環境整備だとか、その費用負担は、全部教科書、今は無償配布ですけれども、それ高価になったときに、では保護者はどうなるのかとか、まだまだ全然、論点が詰まっていない状況なので、具体的にどうなのか。小学校は平成32年から学習指導要領が施行されます。だから、教科書の採択というのは31年、前年になります。中学校は1年間ずらしてその後になりますから、あと3年ぐらいありますので、ほんとうに、どういう形で国が検討して、どういう質のものを、どういう条件の中で、そうやって使わせていこうとしているのかというのを、検討していくと思うのですけれども。適宜また、どんなものをどんな形で使えるのかどうなのかということについては、情報をもらって議論していかないと、なかなかどうなるかはちょっとわからない状況です。
- ○角田委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。高橋委員。
- ○高橋委員 今のことに関連してですけれども、やっぱり、ICTの充実というのがないと、こういうことは形にならないと思うのですけれども、お金がないと動かないところで、こちらをちょっと見させていただいたときに、市の一般会計というのは伸びています。 教育予算は、それほど増えていかないということで、全体の予算に占める割合が減っていってしまっていますけれども、これは何かいろいろ理由があると思うのですが、児童・生

徒数というのは増えています。だけれどもこの予算が増えていかないとなると、やっぱり 1 校当たり、結構厳しい状態の学校経営が進んでいってしまうのではないかと。このあたりのことが、今後の新しい指導要領で、学校が何か形にしたいと思ったときにつらいことになるのではないかなという、嫌な予感がしています。それが 1 点目です。

2つ目ですけれども、この16番の増田議員さんの質問のいじめ問題ですけれども、ア、イ、ウ、エとこういうふうに見させていただくと、この中身を私は確認していないですけれども、何か特定のことがあってやっていられるということはないのでしょうか。一般論で質問をされているならいいと思うのですけれども、このあたりがちょっと気になりました。

3つ目ですけれども、同時に、小・中一貫10年の結果と学校選択制というのがありますけれども、これ、小・中一貫が始まったときから、学校選択制というのと相反することをやっているというのは十分わかって、でもこのほうがメリットがあるということで市が動いてきたことだと思いますけれども、ここの質問の趣旨はどういうことだったのかということが、ちょっと私にはわからなかったので、もし補足いただければということです。

次ですけれども、生涯学習センターなどの規則案の減免事項ですけれども、こういうふうに読んでいくと、お金を取らないのかなと思ってしまうのですけれども、これを、私はスポーツとか文化活動というのは受益者負担というのは、ある意味、当たり前にしないとこれはいけないことだとも思っているのです。全て、何かで減免されるというものではないと思うのですけれども、こういうことをすることによって、どのぐらいの収益が上がって、市の負担にならないのかどうかというあたりが、ちょっと私は気になったものですから、その辺をご説明いただけるとありがたいと思っています。

あとは、先ほどのボランティアが入った大会運営というのは、私はとてもすばらしいと思っていて、スポーツには、する、見る、支えるがあると思っていて、その支えるというのは、形にしていただいているのはほんとうにありがたいと思っています。これはぜひ、これから先も広く、支えることでスポーツ参加が1つの形だということを続けていただければありがたいなと思っています。

最後ですけれども、図書館でやっておられる「わん!だふる読書体験」というのは、私 自身は興味があります。これは、もしかしたら、学校が実際にこの様子を見ておいて、そ ういう子どもたちの姿を生かさなくてはいけない部分があるのではないかと。特別支援の 関係からいうと、もしかすると、貴重な場面がここにあるのではないかと思って、こうい うことが図書館と学校との間で情報共有されて、子どもたちのさまざまな面を理解できる 場として広がっていくといいなと思っています。

以上です。

○高部教育長 最初の3点は、私からお答えしますけれども、まず、市の予算の構成比ですけれども、歳入は、おかげさまで税収も増えていたり、いろいろな消費税の関係もあって増えています。予算規模も増えている理由の一番の原因は、民生費なのです。やっぱり、医療費や介護費、高齢者とか子育ても含めて、そういったところに費用がかかっている。教育費は、構成比は確かに落ちていますけれども、これの理由は行革なのです。まず、

学校事務職員を再任用や嘱託にしました。それから用務もしました。それから給食も委託しています。ですから、人件費の部分が大幅に減っているということで、実際、子どもたちが使ったり、学校が活動する部分の費用については、ALTにしてもそうですし、学校図書館の司書もそうですし、それから小1プロブレムもそうですけれども、市の人件費で、相当、人も雇用しています。

ですから、そういった教育活動の充実にかかる部分については、ICTもそうですけれども、それは教育委員会で諮って予算を作成して、今度、総合教育会議もありますから、予算編成権を持つ市長とも議論できる余地がありますので、そういう中で、別に、教育活動を支障があるぐらい減額しているとか、予算を減らしているということではなく、今みたいな客観的な理由で相対的に比率が減っているということが1つです。

それから、一般質問の部分のいじめ問題ですけれども、質問については、特定しない形でのやりとりをしました。

それから、この議員の質問の学校選択制というのは、選択制を導入すればいいところは残る。悪いところは排除して、教員もどんどんかえればよくなるのではないかという市場原理を言っていると思います。私どもは、公立学校というのは、そういう問題を回避するのではなくて、それをともに取り組んで改善していくことでしょうと。避けることではないですよと言っているのですが、10年のいろいろなボランティアとか、教育活動も広がって、協議も熟議も深まっている、そういう成果で10年間、省みて、また次につなげていきたいという、従来の答弁を繰り返しました。

- ○高橋委員 はい。
- ○髙部教育長 あとの減免と図書館はお願いします。向井課長。
- ○向井総合スポーツセンター建設推進室総務担当課長 新施設の使用料等、減免等の考え方なのでございますけれども、まず、高橋委員から言われた金額について幾らぐらい入るのかというのは、申しわけございません。今、具体的な数字は持っていないのですけれども、考え方だけちょっと申し上げたいと思います。

まず、新しい施設は、老朽化した施設を新しくするということ、また施設の規模も今まで以上に大きくなります。さらにまた、開設する時間もこれまで以上に長くなって、市民サービスを向上するということをまず前提としておりますので、新施設の使用料につきましては、委員がおっしゃったように、市民全体の負担の公平性の観点から受益者負担をとるという大きな前提が使用料の考え方にございます。

一方で、そういった負担の公平性を確保しながらも、施設利用の促進、誘導につなげるために減免という考え方を打ち出しているところでございます。その減免につきましては、多摩地域の26市のいろいろな施設の例も調べながら、これまで三鷹の現状、これまでの体育施設に関しては有料化しておりましたけれども、そのときの減免のいろいろな課題などについても精査をいたしました。これまでの減免の考え方は、例えば、体育協会やスポーツの連盟が主催する事業に関しては、押しなべて全部それを減免するという考え方で進めておりましたけれども、今度は、新施設になってからは、やはり、事業の特性、広く市民を対象としたものであるかとか、また、広くスポーツのきっかけづくりというのでしょ

うか、初心者向けの教室など、そういったものに関しては一定の減免をしましょうという 考え方を打ち出しております。

一方で、生涯学習のほうは、これまで社会教育会館の使用については全て無料でございました。でもこれは、受益者負担という考え方のもとに、今度は一定の有料化ということを考えておりますが、一方でやはり、これまで社会教育会館で長らく活動してきた団体、市民の方々がいらっしゃいますので、そうした方々の継続した活動を担保できるように、減免という考え方を打ち出しまして、それでそうした活動を担保する、支援をするということで、2分の1というような減免などの項目もセットしたところでございます。そうしたバランスをとりながら、新施設、大きなものになりますので、一定のコストはかかりますけれども、受益者負担ということで使用料をいただきながら、バランスよく、赤字になることがないような形で市民サービスの向上を図る施設にしていきたいという考え方によって、こういった規定を設けたところでございます。

#### ○髙部教育長 図書館長。

○田中三鷹図書館長 今回のイベントについては、事務については、日本動物病院協会というところにご協力いただいて、実施をさせていただいております。図書館としては新たな読書の楽しみ方ということと、子どもたちの心の育成であったり、動物の愛護心を醸成していくということも目的として今回実施をさせていただいておりますが、その効果としては、一定程度アンケートから拾い上げられているということと、また、一緒に参加されている保護者の皆さんからのコメントも多くいただいていて、やはり動物との、犬との触れ合いということが必要であって、そういうことから子どもたちの心が育成されていくということを感じているようなことも、いただいていますので、残り2回の事業を踏まえて、またご報告させていただければと思いますが、この協会については、ふだん、動物介在教育というような取り組みで、学校に出向いて、動物と触れ合うこと、犬だけではなくて、動物と触れ合うことで、子どもたちの心の育成であったりとか、特別支援学級のようなところでの活動も、全国的に展開をされているところでございますので、また今回のご報告については、教育委員会内でも情報共有した形で、過去にも三鷹市で協会の実績があるということは伺っておりますので、そのあたりももうちょっと情報を収集しながら、事業展開なりをまた検討できればと考えております。

## ○高部教育長 スポーツ振興課長。

○室谷スポーツ振興課長 委員ご指摘のとおり、する、見る、支えるという観点から、 やはり、決してその方自身がスポーツするのが得意でなくても、何らかの形でこういった スポーツ関連のイベント行事に参加をして貢献したいという意識がある方は相当数いらっ しゃる。これは、今回のボランティアの講習会のアンケートでもそういう確認がとれてい ますので、これは、推進事業として一過性のものではなくて、しっかりとした、そういっ た登録制度ですとか、そういう仕組みづくりも含めて重要課題として捉えております。以 上です。

- ○髙部教育長 よろしいですか。
- ○高橋委員 ありがとうございました。

- ○髙部教育長では、ほかにいかがでしょうか。池田委員。
- ○池田委員 感想が1点と質問が1点あります。感想ですが、図書館が、先ほど高橋委員もご指摘になった「わん!だふる読書体験」ですとか、あと、自殺予防週間を踏まえて、「つらい気持ちを抱えているきみへ」という企画ですか、これを新学期が始まる前後にかけて取り組みをされているとか、非常にユニークで、かつ、しっかりした企画をされているなと思っておりまして、今後もこういった活動は期待しています。

もう1つ、質問ですが、先ほど7ページのところで、公立小・中学校学級編制に関する調査というものが行われたという点に関してです。これは私、基礎知識がちょっと曖昧なもので、その点からお聞きしたいのですが、これは、基本40人編制になっていて、低学年については35人にするとか、そういう取り組みがされていると思うのですが、そのあたりの、どこが費用を負担してそういう対応をまずしているのかという仕組みの点について1つ教えていただきたいのと、それから、今回、人数が微妙なところについて調査されたというお話でしたけれども、それが今1つ目のことと関連して、どのような調査が行われて、どのような話になったのかというところ、2点教えていただければと思います。

- 高部教育長 では、学務課長。
- ○桑名学務課長 仕組みのところですけれども、学級編制は、東京都の学級編制基準に基づいて1年生35人1学級で、2年生についても同様に35人1学級で、それ以降は、40人1学級というような形です。
- ○高部教育長 補足しますと、国の制度は、あくまで1年生だけです、35人学級。東京都の独自の制度として、今、小学校2年生と中学校1年生について、35人というよりは弾力配置というか、チームティーチングも含めての加配制度があるわけです。その前提となる仕組みは、教職員担当課長から説明してください。
- ○田中指導課教職員担当課長 教育長がおっしゃいました小学校1年生だけは法改正がありまして、35人での学級編制です。その他の学年は、中学校も含めて40人での学級編制は変わっておりません。そこに、東京都の加配制度で、小学校2年生も引き続き35人学級編制あるいはチームティーチングでというような形で、小学校2年生、小2加配というものが都の独自の制度でつくという基準を都が持っております。

中学校1年生も、中1ギャップ解消のための加配という形で35人で学級分割してもいいですし、ギャップ解消のために、中学1年生に、特定の教科の担任が入りますので、チームティーチング、担任と2人の体制で全部その教科はやるというような形で今、加配制度でやっております。

- ○高部教育長 それ以外の加配制度、習熟度別などについての説明は。
- 〇田中指導課教職員担当課長 習熟度別少人数指導というものがありまして、今、東京都が小学校の算数、中学校の数学と英語につきまして、ガイドラインというものをつくりました。その中で、習熟度別ということ、あと英語に関しては、もう発話をどんどんと促進したコミュニケーションをとるということで、少人数習熟度別という形のガイドラインに沿った計画を上げてきたもの、ただ、上限がどうしてもありますので、全校ついていないところの地区もあると聞いておりますが、それに沿った形であれば、プラスその教科の

加配を認める。そういった形の、今、展開があります。

- ○高部教育長 それが適正に行われているかということと、あと、ボーダーラインのと ころですか。
- ○桑名学務課長 第一小学校については、4月1日の時点で、2年生が105人以下だったのですが、7日までの間に106人になって、人数的には35人だとクラスが一つ増えるというようなことがあったのですけれども、1人加配という形での対応を図ったというところです。だから、その調査自体は、こういった小2加配であったり中1ギャップであったり、その適用効果というのですか、これはその後、そこを調査に来て、学校長の聞き取りであったり、授業の観察を行ってというところを、東京都としてあわせて調査するというような感じであります。
- ○池田委員 ちょっとよろしいですか。
- ○髙部教育長 はい。
- ○池田委員 加えて、その最後のところで、効果のほどはどうかというところで、ある調査では効果がないというデータも出ていたりして、私なんか危惧しているのですけれども。やっぱり、学校訪問すると、5列目までは何となく先生の熱が届くのですけれども、6列目になると何か届かないという、何となく実感があったりして、そのあたりというのは、調査の過程で何か大きな方向性として、やっぱり加配というのはなくなっていきそうとか、そんな話というのは出ていたりするのですか。
- ○髙部教育長 今、国全体では、チーム学校ということで、やっぱり教員の負担感もあって、できるだけ専門的なスタッフを強化して、先生が集中できるような環境は整えようという中でありますし、今のお話はおそらく、文科省と財務省と、従来からの定数改善について、文科省の主張に対して、財務省はもう少子化で子どもが減っているのだから、当然、自然減で教員も減っていくべきであろうと。今までの加配だって、やっぱり相対的に減っていくべきであろう。それに対して、今おっしゃったように、ではどれだけ少人数なりの習熟度の効果があるのか、エビデンスがどうなのか、そういうことを今度、専門家の検討委員会を設けて、やっぱりきちんと客観的な評価をして、それをもとに官公庁でやりとりしようという、一つのレールが敷かれたようですけれども、なかなか今、そこら辺の、子どもの目とか子どもの動きといっても、なかなか客観的な評価とかというのは財務省には届かない部分がありますので、それは少しやっぱり説明していく必要があるのかなと思っていますけれども、東京都も確かに、財政局に対して、そういうことをいろいろな加配の必然性とか効果について主張しなければならないので、今までいろいろなOBの活用も含めて非常に厳しい状況だとは聞いていますけれども、具体的にすぐ制度改正で加配が見直されるかというお話には、今のところはなっていないですよね。
- ○田中指導課教職員担当課長 ただ、毎年、加配の決定は、やはり財政当局との国や都のやりとりがあるので、決定するのは大体年明けぐらいにおりてくる情報なのです。学校としては、配置を継続して見込めないという課題なり不安感は持っています。ただ、なくなりそうだというような情報は今のところ入ってきてはいません。
- ○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。

- ○須藤委員 指導課なのですが、40日近い夏休みが終わって、子どもたちが9月1日から新しい2学期が始まったのですが、まだ1週間程度しか過ぎていないのですけれども、 三鷹市内においては、不登校とか、夏休み期間中の大きなトラブルとか、そういったような報告とかというものは上がっていますか。
- ○髙部教育長 指導課長。
- ○宮崎指導課長 いわゆる9月1日というのは非常に課題だということは、先ほどもちょっと触れられていましたけれども、そのことに関しては、学校にも指導課からお願いをして、とにかく9月1日、初日に登校が見られない子については至急、対応して確認をしなさいということは言っておりましたし、去年もそうでしたけれども、今のところ特に、はっきりとそういう方向に向かっている児童・生徒がいるということは聞いておりません。あと、夏休み中のさまざまな課題ですけれども、大きなものはなかったと認識しておりますが、比較的、やっぱり交通事故が多いなということはありました。そんな大きなけがにはなっていないですけれども、それが目立ったなという印象はあります。

以上です。

- ○髙部教育長 よろしいですか。ほかに、いかがでしょうか。
- ○角田委員 つまらないことですが、指導課の、先ほど夏休みの小・中学校児童の活躍 についてということで、それの裏面の一番下の中学校の吹奏楽部のコンクールが、四中が 金賞で、あと全部の中学校が銀賞ということは、これだけ見ると三鷹が独占したのか、レ ベルが高いのか、それともこう何か特殊なルールがあるのかと、疑問に思いました。
- ○宮崎指導課長 金賞については、かなり絞られた状況だとは聞いておりますけれども、 銀賞については、かなりの確率でいただけるものだと聞いたことがあります。
- ○高部教育長 スポーツは優勝とか2位とかはっきり決まってしまうのですけれども、 スポーツ系と違って、こういう文化とかというのは、わりとかなり複数で、努力賞的なこ とも含めて、金、銀、銅のどれかにあたることが多いようです。
- ○角田委員 はい、わかりました。
- ○髙部教育長 高橋委員。
- ○高橋委員 今の同じペーパーなのですけれども、私これを拝見したときに、井口小学校が金賞をとって、第二中学校が奨励賞をとっているということは、これは一貫の成果だと思ったのです。この10周年に、こういう子どもたちの声が響くとすてきだなと感想を持ちました。
- ○高部教育長 オープンセレモニーで、子どもたちのこの活躍の出番を用意しています よね。
- ○木下指導課教育施策担当課長 出番はあります。
- ○高部教育長 はい、わかりました。ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。 それでは、日程第2 教育長報告を終わります。

委員の皆様にお諮りをいたします。日程第3 議案第43号については、人事案件のため秘密会で審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。よって秘密会を開くことに決定いたしました。 この際、議事の都合により、しばらく休憩いたします。このままお待ちください。

> 午後 3時17分 休憩 午後 3時18分 再開

○髙部教育長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

\_\_\_\_\_\_

午後 3時18分 秘密会開会 午後 3時22分 秘密会終了

\_\_\_\_\_\_

○高部教育長 以上をもちまして、平成28年第9回教育委員会定例会を閉会いたしま す。ありがとうございました。

午後 3時22分 閉会